

新型コロナウイルス感染症への対応により障害児通所支援事業所が
在宅支援を提供する場合の留意点について

新型コロナウイルス感染症への対応により障害児通所支援事業所が5月1日（金）以降に在宅支援を提供し、障害児通所支援給付費等を請求する場合の要件について以下のとおりといたします。

1 在宅支援の提供要件

対象は、感染拡大防止のため通所できないが支援が必要な利用者（※1）であり、保護者の意向に基づき在宅での療育訓練等が実施される者に限られる。また、居宅での療育訓練等又は家庭でできる課題を提供し、支援方法を保護者へ説明し、達成度の評価を適宜行う。事業者の都合で在宅での療育訓練等とすることはできない。在宅支援を実施することについて利用者または保護者の同意を得たことがわかる文書を作成しておくこと。

※欠席確認の連絡や健康状態を聞いたのみでの算定は対象外。

（※1）「感染拡大防止のため通所できないが支援が必要な利用者」とは、保護者の職場に新型コロナウイルスの感染者が出て、濃厚接触ではないが自宅待機になっている家族がいる等、利用者自身に感染しているおそれがあり通所できないが、家族による対応が困難と認められる場合。

2 在宅支援の提供方法

（1）在宅にて提供される支援内容を利用者の個別支援計画に位置付け、保護者が把握し、同意を得ること。なお、やむを得ず、保護者の押印が事後になる場合も、当該計画の説明を行い、同意のあった日を記録すること。

（2）原則として、居宅へ訪問し支援を行うこと。

（3）在宅支援を行ったときは、個別支援計画に基づき、在宅支援を行った内容を記録として残すこと。

以下の項目を記録すること。

- ・日時、支援方法、時間帯、具体的な支援内容、児童の健康状態、自宅で問題が生じていないかの確認、普段の通所では出来ない保護者や児童との個別のやりとり、状況が落ち着いた後スムーズに通所を再開できるようなサポート

※様式は事業所が任意で作成して構いませんが、「新型コロナウイルス感染症を予防

するための在宅希望の児童対応」(参考様式3)を添付いたします。

- (4) 請求は、在宅支援を実施した回数のみとする。在宅支援実施の頻度については、保護者の意向及び個別の事情に基づき必要な回数とする。電話で相談支援や健康管理を実施のみでは、請求不可。
- (5) 保護者に対し「通常どおりのサービス利用とみなされること」及び「利用者負担額が発生すること」について、同意を得ること。
- (6) 実績記録票の当該サービスの提供日の欄に「支援を行った時間」、備考欄に「訪問による支援である旨」を記載し、保護者の押印及び署名を得ること。

3 在宅支援を実施する場合

すでに、在宅支援を行っている事業所は、至急、「新型コロナウイルス感染対策における在宅支援計画（すでに在宅支援を行った者）」(参考様式1)を提出すること。

上記1の要件に当てはまり、5月1日（金）以降も継続して在宅支援を行う事業所またはこれから在宅支援を行う事業所は、「新型コロナウイルス感染対策における在宅支援計画（5月1日以降在宅支援を行う者）」(参考様式2)を障害福祉課へ提出すること。

※在宅支援計画等の提出時に支援内容等のヒアリングを実施しますので、書類は障害福祉課に持参してください。上記在宅支援計画書及び個別支援計画等の支援内容の詳細がわかる資料をご持参ください。また、事前に希望日時・時間をメールで連絡してください。調整後、ヒアリング可能な日程を連絡いたします。

4 障害児通所支援給付費等の請求について

- (1) 通常どおり国保連合会へ請求をすること。5月1日（金）以降の請求の可否については、ヒアリングと在宅支援計画を基に決定いたします。
- (2) 4月30日（木）までに提供した在宅支援について、上記1の要件を満たしていないことを理由に、原則、障害児通所支援給付費等の請求の取り下げや返還を求めるものではありませんが、明らかに在宅支援の内容が適当でない場合は、返還を求めることがあります。

5 その他

- (1) 本取扱いの対象者は、高崎市で支給決定を受けている利用者に限ります。他市町村の支給決定者については、援護の実施者へ確認してください。

- (2) 今回の通知内容は、新型コロナウイルスへの対応のための、現時点の取り扱いであり、今後の感染症拡大の動向により、変更になる可能性があります。
- (3) 支援の記録は、市担当者が実地指導等で確認を行いますので、予めご了承ください。
- (4) 高崎市立小・中学校で4月7日(火)の始業式は「学校授業日」として請求する。
高崎市立以外の小・中学校に通う利用者の単価は、他市町村等に確認すること。